

無床診療所における非常用照明の取扱いについて

平成6年10月部会

無床診療所における非常照明の取扱いは、次のとおりとする。

小規模の空間を特定少数の占有者の用に供する建築物の居室に該当する限り設置を要しない。
ただし、建物の規模、及び居室の形態が令第126条の4の規定により設置を要する場合を除く。